香川大学教育研究投稿要項

（趣旨）

第１　この要項は、香川大学教育研究規程第７条に基づき、香川大学教育研究（以下「教育研究」という。）への投稿に関し、必要な事項を定めるものとする。

（掲載論文）

第２　掲載論文は未発表のものに限るものとする。ただし、口頭発表のものはこの限りではない。

（投稿）

第３　教育研究への投稿は次の各号に該当するものとする。

(1)　研究論文：大学教育に関して、方法や結果に独創性や新規性が認められる実証的、もしくは理論的な研究をまとめたもの。

(2)　調査研究：大学教育に関して、事例の分析や実践の効果検証などを通じて、改善に有益な新たな視点の提示や具体的な提言を行ったもの。

(3)　実践記録：大学教育に関する先駆的、特徴的な実践を紹介するもの。

(4)　その他：大学教育に関わる提案、解説、文献・資料紹介及び書評。

（原稿作成）

第４　原稿は、次の事項に留意して作成するものとする。本事項に沿わない原稿は受理しない。

(1)　原稿は横書きとし、A4 版用紙に 40 字 ×36 行で印字し、14 枚以内とすること（注及び図表を含む）。特に図表は厳選し、本文の内容に直接関わるものに限ること。

(2)　１ページ目には、タイトル、執筆者名、所属、職名を記入すること。

(3)　日本語原稿には英語のタイトルを添付し、それ以外の言語については、英語のタイトルの下部に括弧書きで記載するものとする。

(4)　原稿の構成は、本文、付記・謝辞、注、参考文献とすること。

(5)　原稿は、原則としてワープロソフトで作成するものとする。使用ソフトは、MS-Word 形式とし、電子媒体で提出するものとする。

（注・参考文献）

第５　本文において付す注は、当該部分の右上に通し番号で示し、本文の後に一括して掲げるものとする。また、参考文献の表記は別紙参考文献の注意事項に従い、注の後に一括して掲げるものとする。

（提出原稿）

第６　原稿は、図表のレイアウト等を含め、完成原稿とし、電子媒体及び印字されたハードコピー（1 部）により大学教育基盤センター紀要編集委員会（以下「紀要編集委員会」という。）に提出するものとする。

（校正）

第 7　校正の際は原則として誤字・脱字以外の訂正を認めないものとする。なお、校正は初校のみ著者校正とする。

（提出期限）

第 8 「教育研究申込書」の提出期限は 9 月中旬の紀要編集委員会の定める日、投稿原稿の提出期限は 11 月中旬の紀要編集委員会の定める日とし、いずれも事前に周知するものとする。

（抜刷）

第 9　抜刷が必要な場合は、原稿提出時に申し出るものとする。

（その他）

第 10　投稿された研究論文等の取扱いについては、紀要編集委員会の議によるものとする。

附　則

この要項は、平成 16 年 6 月 9 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この要項は、平成 21 年 12 月 18 日から施行し、平成 21 年 11 月 10 日から適用する。

附　則

この要項は、平成 27 年 10 月 7 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この要項は、平成 28 年 6 月 15 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この要項は、令和元年 5 月 27 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。